

京都府戦略的地震防災対策指針の評価(アウトカム評価)

※凡例 A：順調に進捗している
 B：概ね順調に進捗している
 C：進捗がやや遅れている
 D：進捗が遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考) プラン 番号	(参考) プラン 進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成 状況※	定性的評価
1	地震等に強い京都のまちづくりを進める							
	・防災拠点となる公共施設※の耐震化率100%を目指す。 ※災害応急対策を実施する拠点となる公共施設、警察本部・警察署、消防本部・消防署、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設、社会福祉施設	100% (R11)	10 11 12		(平成30年度 92.3%)	(1)②		
	・京都府大規模建築物耐震化支援事業の活用等により、大規模集客施設※の耐震化を促進する。 ※病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの(百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗は階数3以上かつ5,000㎡以上等)。		25 26			(1)②		
	・公立小中学校の耐震化が完了する見込みであり、引き続き、公立高校、公立幼稚園の耐震化率100%を目指す。	100% (R11)	15 19		(平成30年度 公立高校:98.5%、公立幼稚園:91.	(1)③		
	・京都府無電柱化計画に基づき、道路の無電柱化を推進する。		66			(1)④		
	・感震ブレーカーの普及促進、重要施設リストを活用した供給体制の構築等、電力施設の地震対策を推進する。		61 80 243			(1)⑤		
	・ブロック塀、自動販売機、屋外広告物等の転倒・落下防止対策を推進する。		75 76			(1)⑥		
	・大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代を記載した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。		54			(1)⑦		
	・出火防止のため、感震ブレーカーの設置や自宅から避難する際はブレーカーを落とすことを啓発する。		8 86			(1)⑧		

※凡例 A：順調に進捗している
 B：概ね順調に進捗している
 C：進捗がやや遅れている
 D：進捗が遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考)プラン番号	(参考)プラン進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成状況※	定性的評価
2 地震等に強い京都の人づくりを進める								
	・消防団員確保や消防団の地域連携の取組等を推進し、消防団充足率100%を目指す。	100%	97		(平成31年4月 89.7%)	(3)①		
	・自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の組織率100%を目指す。	100%	90		(平成31年4月 90.6%)	(3)②		
	・自主防災リーダーの育成を推進するとともに、全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定や避難時の声掛け人材の育成による地域の共助体制を強化する。		100 120			(3)②		
	・府内学校の実践事例の活用や、京都地方気象台等の専門機関と連携した研修等の実施により、実践的な防災教育を推進する。		101 102			(3)③		
	・京都府災害ボランティアセンターの初動支援チームを育成するとともに、全ての市町村において、京都府災害ボランティアセンターと連携した災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施する。		108			(3)⑤		
	・全て沿岸市町で津波ハザードマップを作成するとともに、要配慮者の避難促進施設の指定、避難確保計画作成、要配慮者を含めた避難訓練を実施する。		115 125 159 160			(1)⑩		
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る								
	・住宅の倒壊を最小限にとどめるための耐震化を促進し、耐震化率95%以上を目指す。	95% (R11)	135			(1)①		
	・耐震化が困難な住宅については、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等の命を守ることを最優先とした減災化住宅化を進める。		139			(1)①		
	・災害時における公営住宅斡旋、応急仮設住宅供与等に係るマニュアルを作成し、訓練を実施する。		141 142 143 144			(2)⑤		

※凡例 A：順調に進捗している
 B：概ね順調に進捗している
 C：進捗がやや遅れている
 D：進捗が遅れている

	重点的取組に掲げる主な推進事業	数値目標	(参考) プラン 番号	(参考) プラン 進捗状況	実績	重点的取組の区分	目標達成 状況※	定性的評価
4 行政等の災害対応策の向上を図る								
	・総合防災情報システムを整備するとともに、危機管理センターを設置する。		146			(2)①		
	・京都府災害時応急対応業務マニュアルを策定し、府及び市町村職員の災害時応急対応業務の標準化を推進するとともに、市町村と連携した応援受援訓練を実施する。		148			(2)①		
	・ICT、AI技術を災害情報収集等の災害対策に活用する仕組みを構築する。		187			(2)①		
	・DMATの養成を行い、DMAT指定14病院で各3チーム以上の体制を確保する。	14病院	215			(2)③		
	・避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進めるとともに、要配慮者支援のための個別避難計画を策定する。		250 251			(3)④		
	・公的備蓄等に係る基本的な考え方(H26)に基づき、府内の最大想定避難者数28万人の食料、飲料水等を備蓄しており、引き続き、適切に運営・管理するとともに、避難所における物資充足状態を管理する備蓄物資管理システムを整備する。		266 267 271			(2)④		
	・ターミナル駅周辺等において、帰宅困難者のための一時退避場所、一時滞在施設を確保するとともに、民間事業者と連携した帰宅支援ステーションの拡大を図る。		246 248			(2)⑦		
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する								
	・大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど、事前の準備に取り組む。		321			(2)⑤		
	・初動の危機対応に重点を置いたBCPのひな型を提示すること等により、中小企業のBCP作成を普及させる。		312			(2)⑥		
	・京都全体の活力の維持に向け、経済関係団体、ライフライン機関、金融機関等と連携した京都BCPの取組を推進する。		307			(4)③		
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する								
	・所有者と連携して、重要文化財等建造物の耐震化及び「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく防火設備の整備・改修を推進する。		329			(4)①		
	・関西広域連合の「災害時の外国人観光客対策について(R1)」に基づき、近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等と連携し、外国人観光客に対する多言語による情報提供、一時避難場所等の設置、避難誘導等を推進する体制を構築する。		325			(4)②		